

# R5 中山間－1号鳥獣被害防止対策広域連携支援業務 特記仕様書

## (案)

### 第1章 総 則

#### 第1条 (適用範囲)

本業務特記仕様書（以下「仕様書」という）は、宮城県（以下「発注者」という）が発注する R5 中山間－1号鳥獣被害防止対策広域連携支援業務（以下「業務」という）に適用する。

- 2 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、仕様書に優先する。

### 第2章 業務内容

#### 第2条 (業務目的)

県内2地区（栗原市金成地区、丸森町羽出庭地区）において、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた集落点検やワークショップ等を開催し、集落における効果的な鳥獣被害防止対策の検討及び実施を支援する。また、過年度に発注者が支援した7地区（栗原市栗駒地区、栗原市一迫地区、仙台市白木地区、仙台市郷六地区、角田市西根13区地区、大河原町新寺地区、村田町沼田地区）においてフォローアップを目的としたワークショップを開催する。

鳥獣被害防止対策を主導的に実施できる人材育成を目的に、獣種別対策会議の企画運営を行うほか、円滑な対策推進を図るため、鳥獣害WEBシステムにデータ入力を行い、市町村別の被害額や侵入防止柵の設置位置をWEB上の地図で確認できるようにするもの。

#### 第3条 (業務内容)

本業務の内容は下記のとおりである。

##### (1) 計画設計・現状分析

支援対象の新規地区及びフォローアップ地区の9地区について、実際に現場の確認を行い、地域の被害の状況や有害鳥獣の生息状況の分析を行う。現状分析により課題を抽出し、対策手法やワークショップの企画内容を整理し、業務全体の計画を設計する。

- (2) 集落点検（新規1地区につき1回、合計2回）  
地域住民と集落を点検し、被害の発生が想定される地点などを集落図に落とし、被害マップを作成する。併せて、被害対策状況調査を実施し、現在行われている対策やその有効性について調査する。
- (3) ワークショップ開催（新規1地区につき3回、合計6回）
- イ 地域住民が鳥獣被害防止対策の必要性を理解し、対策の実施について合意形成を図るためのワークショップを開催する。地域の被害状況等について地域住民が理解し、対策の実施について合意が図られるよう支援する。（1回）
  - ロ 地域に適した被害防止対策について地域住民が意見を出し合い、検討するためのワークショップを開催する。被害防止対策について地域住民に提案し、地域に合う対策についての検討を支援する。（1回）
  - ハ 次年度に実施する被害対策実施計画を検討するためのワークショップを開催し、計画の策定を支援する。（1回）
- (4) フォローアップワークショップ開催（フォローアップ1地区につき1回、合計7回）  
過年度、発注者が支援した地区に対し、1地区につき1回ずつワークショップを開催する。侵入防止柵の設置計画や維持管理等について確認し、効果的な対策の実施に繋げる。
- (5) 成果概要資料作成  
効果的な鳥獣被害対策の検討及び実施について、県内の活動事例として普及させるため、新規2地区（栗原市金成地区、丸森町羽出庭地区）における取組成果概要をまとめた資料（地区毎にA4両面程度）を作成する。
- (6) 獣種別対策会議企画運営（2回）  
2獣種（イノシシ及びクマ）について各1回、被害対策の情報交換や検討のほか、研修会を企画運営する。会議内においては、専門家の視点から情報提供及びアドバイスをを行う。
- (7) 鳥獣害 Web システムデータ入力  
本プログラムに新規1市分（登米市）及び更新13市町村分（石巻市、気仙沼市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、七ヶ宿町、大河原町、村田町、大和町、大衡村、色麻町、加美町）のデータの入力を行い、市町村別の被害金額及び侵入防止柵の位置を表示させる。  
本プログラムのデータ入力に関して、VIMS(GISソフト)を使用し

て検証を行い、シェープファイルで出力を行った後加工を行ってサーバーにアップロードする。

なお、VIMSは（国研）農業・食品産業技術総合研究機構農振工学研究部門と民間業者が共同著作したGISシステムである。

- 2 業務実施にあたり調査職員及び各市町鳥獣被害対策担当課担当者と緊密な連絡を取り、円滑な進捗を図ること。また、鳥獣被害対策事業を実施する県地方振興事務所及び市町と連携し、業務を遂行するものとする。

#### 第4条（業務計画）

受注者は、委託契約締結後に下記に記載する事項を明らかにした業務計画書を速やかに発注者に提出しなければならない。

- 1 業務概要
- 2 業務計画
- 3 業務の担当者
- 4 業務の連絡体制
- 5 その他、発注者が指示する書類

- 2 業務計画内容に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を提出しなければならない。

### 第3章 打合せ

#### 第5条（打合せ）

業務の打合せは、業務着手前、業務実施中で主要業務の区切りの時、業務完了時に行うほか、発注者が指示した時に行うものとする。ただし、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて打合せを行うものとする。

- 2 受注者は、打合せの都度、記録簿を作成し、業務の遂行に支障を生じないように発注者の確認を得るものとする。

### 第4章 完了報告及び成果品

#### 第6条（完了報告）

計画していた全ての業務完了後、業務完了報告書（様式第1号）1部を速やかに発注者に提出すること。

## 第7条（成果品の内容及び数量）

成果品の納品目録は、下記のとおりである。

名称	規格	部数	備考
電子データ	CD-R	1部	
報告書	A4版縦	3部	

## 第8条（成果品提出の期日）

成果品の提出期限は業務契約期日とするが、その成果品の一部について仮報告を求める場合がある。

## 第9条（成果品の帰属）

成果品に対する権利については、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで使用したり、他人に公表・貸与してはならない。

## 第5章 契約の変更

### 第10条（契約変更）

委託契約書に規定する発注者・受注者の協議事項は下記のとおりとする。

- 1 本仕様書に示す「業務内容（第3条）」、「成果品の内容及び数量（第7条）」に変更が生じた場合
- 2 履行期間に変更が生じた場合
- 3 その他変更の必要が生じた場合

## 第6章 その他

### 第11条（再委託の承諾）

- 1 受注者は、発注者が書面により承諾した場合を除き、委託業務の処理についてその全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、本業務の着手前に、様式第2号による再委託承諾申請書を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状

況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

#### 第12条（疑義）

受注者は、本特記仕様書に定めなき事項又は業務の実施中に疑義を生じた場合は、協議の上、発注者の指示を受けるものとする。

#### 第13条（検査）

業務完了時には、発注者の規則に基づき業務完了検査を実施する。

#### 第14条（環境配慮）

自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。

#### 第15条（法令等の遵守）

業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。

### 2 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行（以下「排除要綱」という）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

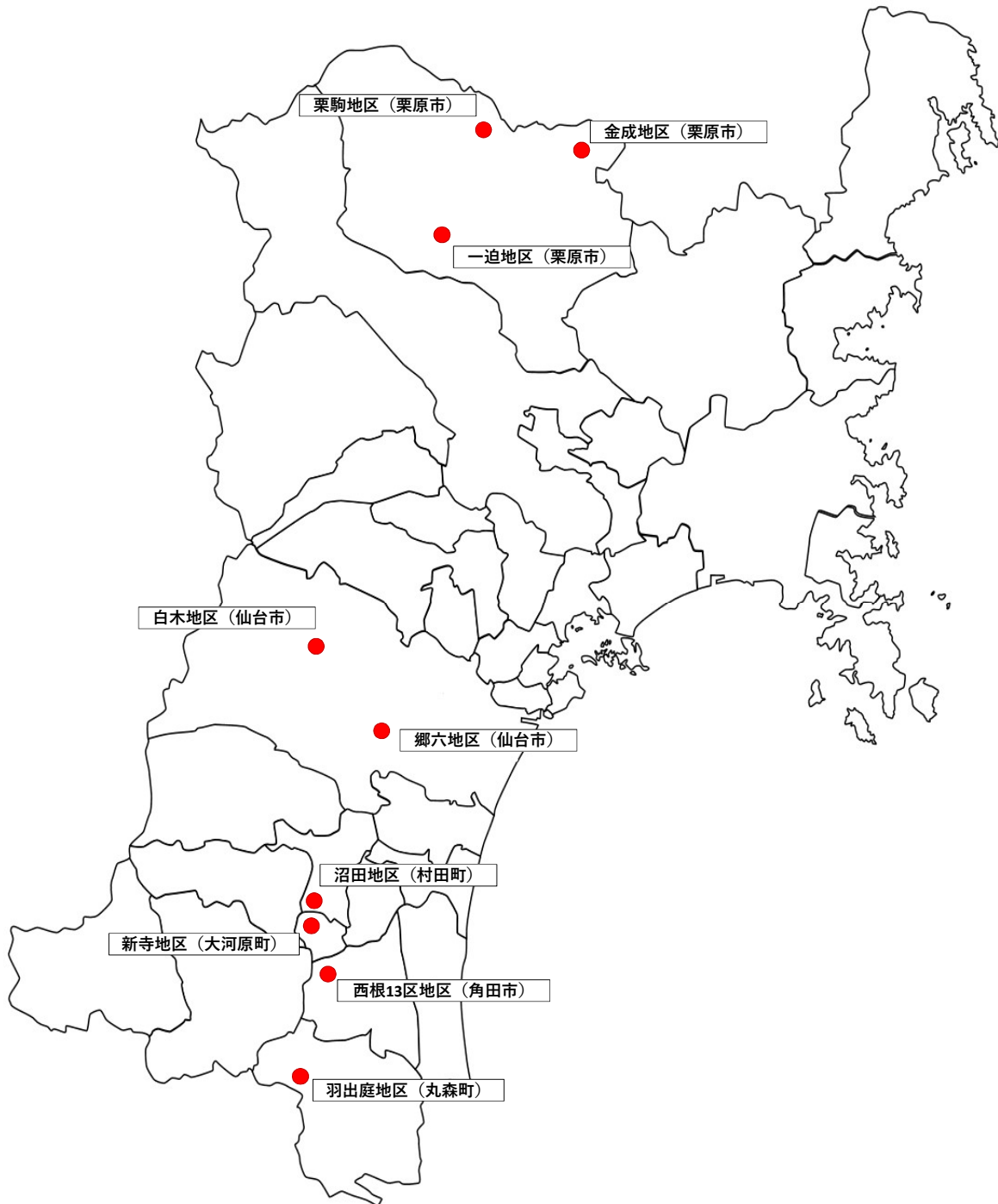
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

## 第16条（秘密の保持）

受注者は、本業務の遂行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

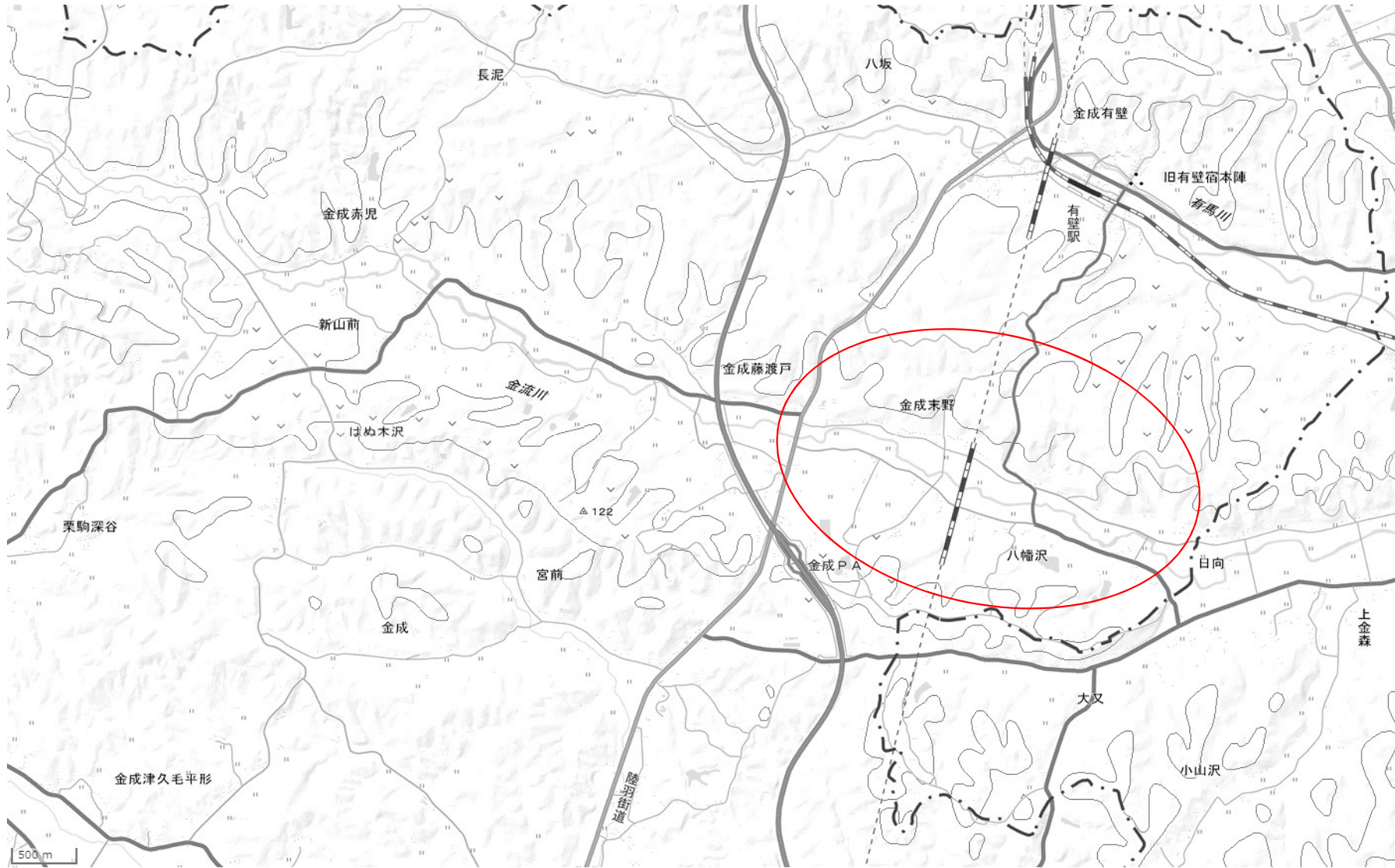
- 2 受注者は、発注者が貸与する資料及び業務における成果品（途中成果品を含む）については、本業務の遂行のみに使用し、これらの不要な蓄積及び他に利用してはならない。

# 施行位置図



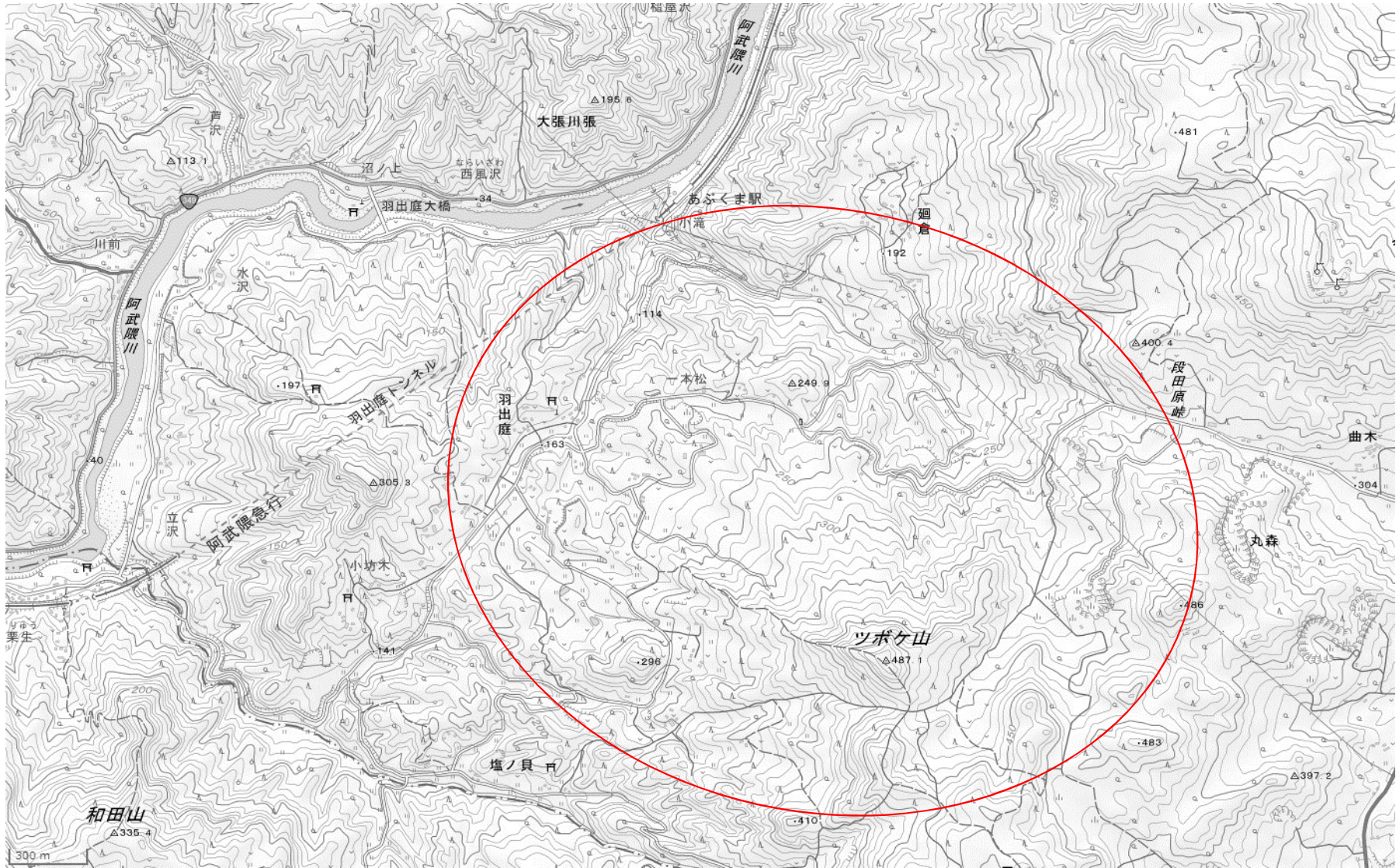
業務内容	対象地区	数量
計画設計・現状分析	全地区	一式
集落点検	金成地区、羽出庭地区	2地区
ワークショップ開催	金成地区、羽出庭地区	2地区
フォローアップワークショップ開催	栗駒地区、一迫地区、白木地区、郷六地区、西根13区地区、新寺地区、沼田地区	7地区
成果概要資料作成	金成地区、羽出庭地区	2地区
獣種別対策会議企画運営	—	2回
鳥獣害WEBシステムデータ入力	—	一式

# 位置図 (金成地区)





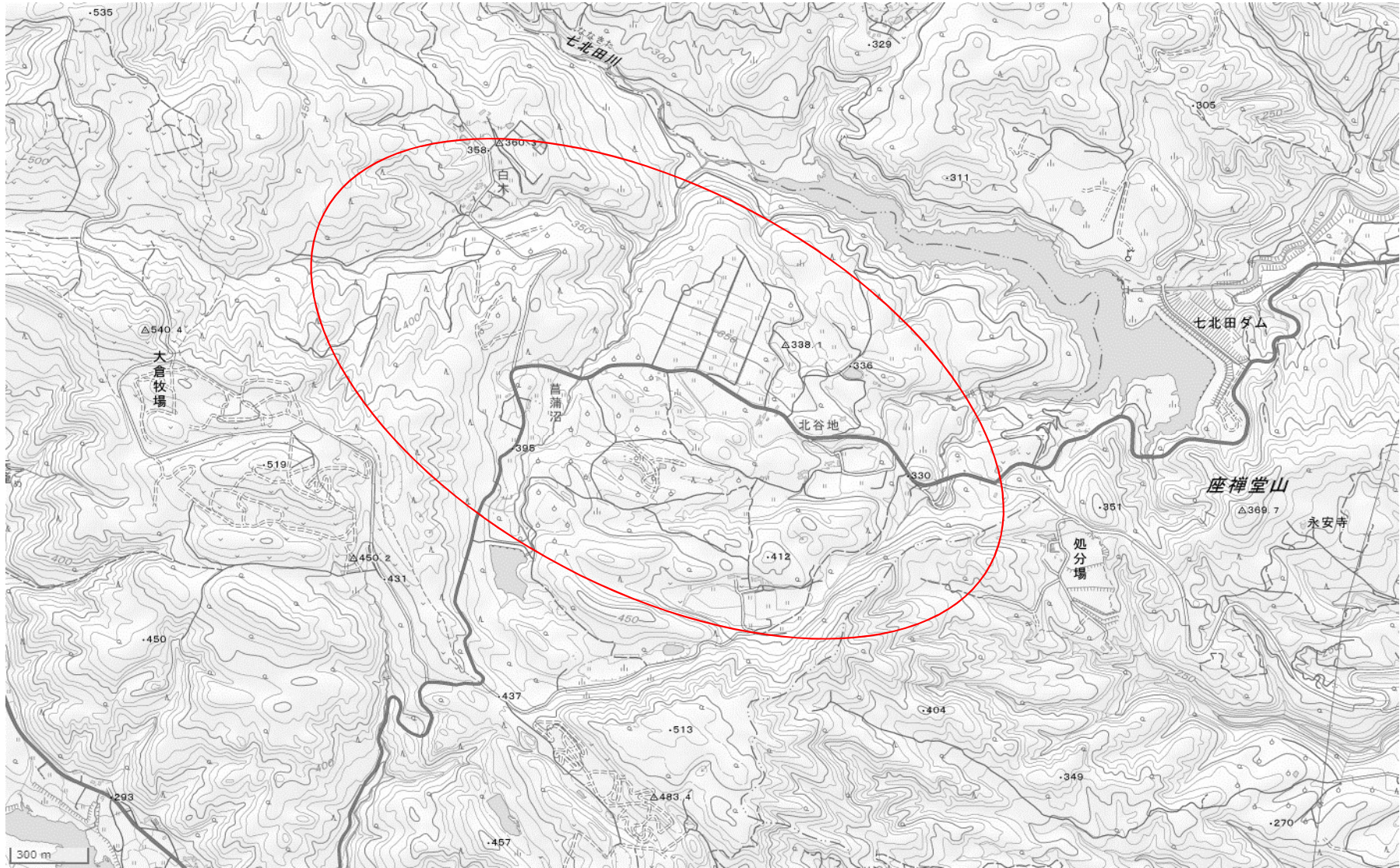
# 位置図 (羽出庭地区)







# 位置図 (白木地区)

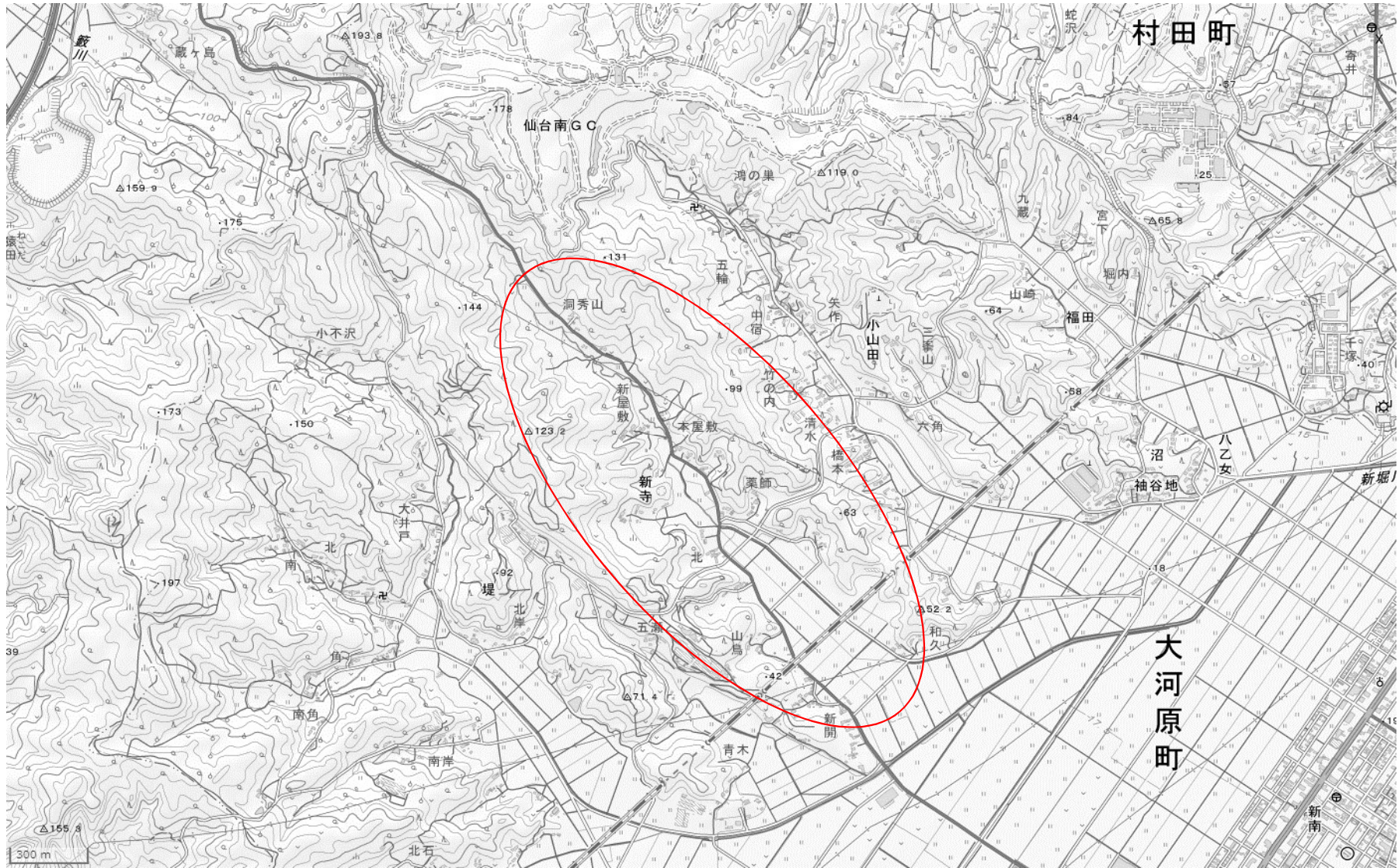


位置図（郷六地区）





# 位置図 (新寺地区)



# 位置図 (沼田地区)

